

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間当時は結婚していたものの、実家に戻ってきており、申立期間の国民年金保険料は、父が A 村役場（現在は、B 市）に全額納付したと聞いている。

離婚後も、私の体調が良くなるまでは父が国民年金保険料を納付してくれていたもので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、申立人の申立期間の保険料を納付するとともに家族の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間とは異なる 3 か月の未納期間を除き国民年金加入期間について保険料を納付しているほか、申立人の母親は、制度発足当時の 12 か月を除き保険料を納付しており、申立人の弟は、国民年金の加入期間について保険料を全て納付していることから、父親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「離婚前に嫁ぎ先から実家に戻ったのは申立期間頃であった。」とし、申立人の父親は、「娘が戻ってきたときに、役場から、嫁ぎ先にいたときの国民年金保険料に未納となっている期間があると言われ、私が役場に出向いて納付した記憶がある。」と供述しており、B 市に当時の保険料納付の取扱いを確認したところ、当時の A 村役場で国民年金事務を担当していた職員は、「国民年金被保険者から、未納保険料の

相談があれば、当時の社会保険事務所に連絡をし、過年度保険料の納付書を送付してもらい、納付方法等を伝えるなどの対応をしていた記憶はある。」と回答しているところ、申立人に係るA村の国民年金被保険者名簿の昭和59年度の検認済記録欄を見ると、昭和60年1月から同年3月までの期間の保険料は、61年3月31日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人及び父親の供述は信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立期間に近接している前記の昭和60年1月から同年3月までの期間は、オンライン記録では当初未納とされていたが、平成22年12月9日に納付済期間に記録訂正されている上、申立期間直前の昭和60年度については、市町村の国民年金被保険者名簿では未納と記録されているところ、オンライン記録では納付済期間と記録されていることから、当時の行政における記録管理に何らかの不手際がうかがわれる。

加えて、国民年金保険料の納付意識の高かった申立人の父親が、申立人の申立期間前後の保険料を全て納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料のみを納付しなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年11月まで
② 昭和48年12月から49年3月まで

私は嫁ぎ先で20歳になり、サラリーマンの妻で国民年金は任意加入であったため、そのままがいいかと思っていたが、老後の年金額のことを考えたら加入しておいたほうがいいと勧められ、夫が加入手続きしてくれた。申立期間の国民年金保険料は、夫の両親の分と一緒に納税組合の会計をしていた簡易郵便局長のところにお金を持参していた。申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年12月24日に払い出され、オンライン記録及びA村（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿により、同年同月11日に国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、国民年金任意加入期間について、申立期間②を除き国民年金保険料を全て現年度納付している上、申立人と同居し、申立人の申立期間の保険料を納付するとともに、義母の保険料も併せて納付したとする義父は、昭和47年4月から60歳までの保険料を完納しているほか、48年4月からは付加保険料を併せて納付しており、義母は、47年4月から60歳までの保険料を完納していることから、義父の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「国民年金保険料は、義父が、納税組合の会計をしていた簡易郵便局長のところにお金を持参していた。また、保険料はまとめて納付していた。」と主張しているところ、B市は、「当該地域には、C納税貯蓄組合という名称の納税組合が存在していた。」と回答している上、申立人の義母の国民年金被保険者名簿の納付組織名欄には、「C」と記載されていることが確認できるほか、保険料の納付日が確認できる義母の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和60年度から平成元年度については、いずれも11月又は12月に一括して納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

加えて、申立期間②において、申立人の夫の職業及び義父のD業務経営並びに収入に大きな変化は無かったとしていることから、家族の保険料と一緒に納付したとする義父及び義母の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、国民年金への任意加入手続を行ったとするその年度に係る申立人の保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間①については、前記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年12月24日に払い出され、オンライン記録及びA村の国民年金被保険者名簿により、同年同月11日に国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は、国民年金の任意未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は20歳以降、他市町村への住所変更を行っていないことが住民票により確認できる上、オンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和47年3月から同年7月までは4万8,000円、同年8月は5万2,000円、同年9月は4万8,000円、48年1月から同年3月までは5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から48年4月1日まで

私は、昭和43年3月から平成15年7月まで、A社に勤めた。年金を請求する際、昭和47年3月から48年3月までの標準報酬月額を確認したところ、自分が持っている当該期間の給与支払明細書から控除された厚生年金保険料額は、記録されている標準報酬月額と相違している。申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間、48年1月及び同年2月は、申立人が保管する給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及

び報酬月額から、47年7月は4万8,000円、同年8月は5万2,000円、同年9月は4万8,000円、48年1月及び同年2月は5万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和47年3月、同年4月、同年6月及び48年3月については、申立人が保管する給与支払明細書からは当該月の報酬月額又は厚生年金保険料控除額のいずれかが確認できるところ、当該期間の前後の給与支払明細書により、当該期間においても同額の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が推認できることから、47年3月、同年4月及び同年6月は4万8,000円、48年3月は5万2,000円とすることが妥当である。

さらに、昭和47年5月の標準報酬月額については、申立人が給与支払明細書を保管していないことから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないものの、当該期間の前後の給与支払明細書により、同額の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が推認できることから、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、「当時の事業主は死亡しており、私自身は当時の事業主で無いので回答できない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和47年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人が保管する給与支払明細書からは当該月の報酬月額又は厚生年金保険料控除額のいずれかが確認できるところ、当該期間の前後の給与支払明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（5万2,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（4万8,000円）よりも高額であるものの、当該期間の前後の給与支払明細書から確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（4万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であり、また、同年12月の標準報酬月額については、申立人が保管する給与支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1,664円）に見合う標準報酬月額（5万2,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（4万8,000円）よりも高額であるも

のの、給与支払明細書に記載された報酬月額（4万9,149円）に見合う標準報酬月額（4万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月19日

A社から平成15年5月19日に支給された賞与150万円から厚生年金保険料が控除されているのに、その記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与支払報告書並びに申立人が所持している給与支払明細書により、申立人は平成15年5月19日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、支払報告書及び給与支払明細書における賞与額から、150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したか否かについては不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑯までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月 6 日から同年12月 8 日まで
② 昭和43年12月29日から44年 4 月12日まで
③ 昭和44年12月 8 日から45年 3 月28日まで
④ 昭和45年11月 6 日から46年 4 月 7 日まで
⑤ 昭和46年11月12日から47年 4 月12日まで
⑥ 昭和47年10月25日から48年 4 月13日まで
⑦ 昭和48年10月17日から49年 4 月 4 日まで
⑧ 昭和49年11月 6 日から50年 4 月 1 日まで
⑨ 昭和50年11月 5 日から51年 3 月26日まで
⑩ 昭和51年11月12日から52年 4 月 6 日まで
⑪ 昭和52年11月15日から53年 3 月31日まで
⑫ 昭和53年11月11日から54年 4 月 1 日まで
⑬ 昭和54年11月 7 日から55年 4 月 1 日まで
⑭ 昭和55年11月 4 日から56年 4 月 1 日まで
⑮ 昭和56年11月 6 日から57年 4 月 1 日まで
⑯ 昭和57年11月 4 日から58年 4 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A社(現在は、B社)において、昭和44年12月8日から厚生年金保険に加入となっているが、実際は同年11月6日から勤務しているので、調査してほしい。

また、申立期間②から⑯までのA社において記録されている標準報酬月額は、実際の給与額より低い。私が記憶している給与額は、申立期間

②は 28 万円、申立期間③は 36 万円、申立期間④は 38 万円、申立期間⑤は 35 万円、申立期間⑥は 36 万円、申立期間⑦から⑬までは 38 万円、申立期間⑭は 37 万円、申立期間⑮及び⑯は 35 万円であるので、調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳、出勤簿等の関係資料が無く、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録を見ると、厚生年金保険の加入記録が確認できる期間とほぼ一致している上、申立期間①についても昭和 44 年 12 月 8 日取得となっており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①において、当該事業所で厚生年金保険の資格取得をしている元従業員 4 人の雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は、ほぼ一致している。

加えて、当該事業所が加入している C 健康保険組合から提出された申立期間①に係る健康保険被保険者資格取得届を確認すると、昭和 44 年 12 月 8 日資格取得と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②から⑯までの厚生年金保険の標準報酬月額の記事について、「私が記憶している給与額は、申立期間②は 28 万円、申立期間③は 36 万円、申立期間④は 38 万円、申立期間⑤は 35 万円、申立期間⑥は 36 万円、申立期間⑦から⑬までは 38 万円、申立期間⑭は 37 万円、申立期間⑮及び⑯は 35 万円であり、標準報酬月額が低いことに納得できない。」と申し立てているところ、当該期間のうち、雇用保険受給資格者証が確認できる申立期間⑮及び⑯については、離職時賃金日額から推認

できる給与の月額、オンライン記録の標準報酬月額より高い上、申立期間⑧及び⑩については、雇用保険被保険者台帳に記録されている賃金額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

しかしながら、C健康保険組合から提出された当該期間に係る健康保険被保険者資格取得届及び喪失届に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していない上、B社は、「申立期間に係る賃金台帳、出勤簿等関連資料は無く、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、当該期間のうち申立期間⑤及び⑥において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の加入記録があり、標準報酬月額も申立人と同じ元従業員の出稼ぎ手帳の雇入契約書を確認したところ、同期間の賃金額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

加えて、当該期間において、申立人とほぼ同じ厚生年金保険被保険者加入記録がある元従業員の標準報酬月額を確認しても、申立人とほぼ同額か低額の標準報酬月額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみがほかの元従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

その上、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見られず、オンライン記録と一致しており、また、申立人の標準報酬月額の記録が、遡って訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月 22 日から 58 年 4 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 11 日から 59 年 3 月 21 日まで

申立期間①について、私は、A社（現在は、B社）で、C商品のD業務やE業務の仕事をしていた。

申立期間②について、F社G支店H営業所で、I業務の仕事をしていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人が所持しているA社の雇入通知書及び事業主から提出された雇用保険被保険者離職証明書により、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「申立人の勤務形態は臨時期間契約社員であったが、関係書類については、保存期間を過ぎているため廃棄されている。」と回答しており、申立てを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、現在の事務担当者は、「当時、当該事業所では厚生年金基金及び健康保険組合に加入しており、申立人は、厚生年金基金に加入した記録が無く、また、健康保険組合にも加入した記録が無いので、厚生年金保険には加入していないと思われる。」と供述しているところ、J健康保険組合では、「申立人の加入記録は確認できない。」と回答している上、K厚生年金基金では、「氏名、生年月日により、加入員記録、加入員番号払出簿を調査した

が、申立人に該当する加入員は確認できなかった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚は姓のみであることから、個人を特定することができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同姓の者の記録は確認できない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間前後に勤務していた元従業員に照会し、7人から回答を得られたところ、そのうち正社員であったとする6人は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」とし、他の一人は、「私は、申立人とは職種も異なるが、臨時期間契約社員であり、厚生年金保険に加入している期間もあるが、加入していない期間もあった。期間延長して、後に正社員となった。」と供述していることから、当該事業所では、臨時期間契約社員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人が所持しているF社G支店の雇入通知書及び雇用契約書により、申立人が申立期間②に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人の勤務形態は臨時として雇入れていたと思われるが、保管されている厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無いため、申立人については、厚生年金保険の資格取得を行っていないのではないかと推測される。また、申立人に関する人事記録、賃金記録等の資料は現存していない。」と回答している。

また、当時のF社G支店H営業所長は、「会社では直接、臨時を雇用していなかった。雇用期間の限定された季節労働者は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。雇用保険は、何か月か加入すると帰省後に失業手当が受給できるので加入させていたと思う。」と供述している。

さらに、L健康保険組合では、「当組合の文書保存規定に定めた期間を経過しているため申立人の記録は無い。」と回答している上、M年金連合会では、「申立人に係る厚生年金基金の加入記録については、当連合会で管理されていない。」と回答している。

加えて、申立人は同僚の氏名を覚えていない上、申立期間②前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している7人のうち6人は死亡又は所在不明であり、連絡の取れた一人は、「私は当時、G支店の営業所長をしていたが申立人は分からない。季節労働者の厚生年金保険の取扱いは分からない。」としており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、

申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月から 49 年 4 月まで
② 昭和 49 年 11 月から 50 年 4 月まで
③ 昭和 50 年 11 月から 51 年 4 月まで
④ 昭和 51 年 11 月から 52 年 4 月まで
⑤ 昭和 52 年 11 月から 53 年 4 月まで
⑥ 昭和 53 年 11 月から 54 年 4 月まで
⑦ 昭和 54 年 11 月から 55 年 4 月まで
⑧ 昭和 55 年 11 月から 56 年 4 月まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、申立期間については、A社B工場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司及び元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社本社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、資料提供することができない。」と回答している上、同社B工場は、「平成4年以降の人事記録は確認できるが、申立期間当時の取扱いは分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚 10 人のうち、3 人は死亡し、連絡の

取れた7人のうち、5人は、「厚生年金保険の取扱いは分からない。」と供述しており、他の二人は、「全員加入していた。年金の加入はきちんとやってくれていた。」と供述しているものの、これら10人の厚生年金保険加入記録は確認できず、その供述とは符合しない。

さらに、A社B工場は昭和48年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日付けで同社本社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が136人確認できるところ、当時の同社B工場の事務長は、「申立人は、6か月と勤務期間も長く社員と同じように勤務していたので、厚生年金保険に加入させるよう部下を指導していた。」と供述しているものの、当時の労務担当者は既に死亡しており、厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることができない。

加えて、A社における申立期間①から⑧までに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
申立期間について、年金事務所に船員保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、申立期間はA県のB社かC氏が所有していた船舶のいずれかに乗船していたはずなので、申立期間について、船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間について、B社かC氏が所有する船舶のいずれかに乗船し、船員保険料を事業主により控除されていた。」と主張している。

しかしながら、Cの船舶が船員保険の適用事業所になったのは昭和 43 年 4 月 1 日となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、Cは既に死亡している上、同人の息子によると、「申立人の申立期間における船員保険の取扱いについて関連資料は残っていない。ただし、申立期間当時に所有していた船は 20 トン未満であり、船員保険に加入させていなかった可能性がある。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて関連資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人がCの船舶の元同僚として名前を挙げた3人はいずれも、死亡又は所在不明のため、申立てを裏付ける供述を得ることができない上、申立期間において、当該元同僚3人の船員保険加入記録も確認できない。

加えて、Cの船舶の船員保険被保険者名簿から連絡の取れた元乗組員二

人は、「申立人のことは覚えているが、申立期間当時の船員保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

B社が船員保険の適用事業所となったのは昭和38年4月1日となっており、申立期間のうち、30年3月1日から38年3月31日までの期間は船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた一人は既に死亡しており、申立てを裏付ける証言を得ることはできない上、当該事業所の船員保険被保険者名簿から、連絡の取れた元乗組員一人は、「私は昭和36年から同事業所の船に乗っていたが、船員保険の加入記録は38年4月1日からとなっているが、船員保険の取扱いは分からない。」と供述している。

さらに、申立人が所持する船員手帳の交付年月日は、昭和39年3月2日となっていることが確認できる上、申立期間における当該事業所の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の船員保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所は平成5年5月1日に解散しており、当時の代表取締役は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額について、年金事務所に確認したところ、7万2,000円との回答であった。しかし、私は、A社での標準報酬月額は8万2,000円だったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額を8万2,000円に訂正してほしい旨申し立てている。

しかしながら、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を所持していない上、当該事業所は平成22年7月6日に清算終了し、元代表取締役は高齢で施設入所のため供述を得ることができないほか、当該事業所の清算時の取締役及び事務担当者は、いずれも「申立期間当時の標準報酬月額が分かる資料は残っていない。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人と同時期に勤務していた女子事務員4人の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含め二人は標準報酬月額が7万2,000円、残る二人は資格取得時において7万2,000円だったものが、昭和55年8月22日に資格取得時に遡って報酬訂正されていることが確認できるところ、元事務担当者は、「この理由は分からないが、労働者名簿によると、報酬訂正された従業員は遠方から通勤しており、一方、

報酬訂正されていない従業員は当該事業所の近所から通勤していた。」と供述している。

さらに、申立期間前後に、当該事業所に新たに採用された女子従業員9人は、全て厚生年金保険被保険者資格取得時における標準報酬月額が7万2,000円と記録されている。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 30 日から 36 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 30 年 8 月から A 社に勤務し、36 年 4 月に結婚のため退職した。この間の厚生年金保険の加入記録について、脱退手当金として支給済みであるとの説明を平成 18 年頃、社会保険事務所（当時）から受けていたが納得できずにいた。この度、日本年金機構から脱退手当金に関する照会があったが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 B」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 6 月 13 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後に受給要件を満たして資格喪失した女性被保険者 27 人のうち、脱退手当金を受給している申立人を除く 13 人は、その全員が資格喪失後の約 6 か月以内に支給決定されている上、連絡の取れた 4 人は、「脱退手当金を受給した。自分で社会保険事務所に行った記憶は無いので、会社で手続きしてくれたと思う。」とし、他の一人は、「自分は社会保険事務を担当していたので、自分で手続きした。当時は手続きを会社でやっていたかもしれない。」と証言している。

さらに、申立人は A 社を昭和 36 年 4 月 1 日に退職後、41 年 1 月 27 日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、国民年金に加入するまでの約

5年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。